



# 「福岡市日本語教室補助金」 交付を希望する団体を募集します！



## 《事業概要》

### 1 補助対象団体

福岡市内で、外国人を対象としたボランティアによる日本語教室を運営する活動実績があり、今後も活動を継続する見込みがある団体

### 2 補助対象事業

補助対象となる日本語教室は、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- ① 対面又はオンラインにより週1回程度かつ月3回以上開催し1回あたりの開催時間は60分以上とすること
- ② 開設日は、曜日を固定するなど工夫し、広く周知すること
- ③ 日本語教室の活動が、無償またはきわめて低廉な料金で実施されており、営利目的ではないこと
- ④ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
- ⑤ 学習者の概ね半数以上は、福岡市内に在住し、通勤し又は通学している者であること。

### 3 補助対象経費・補助金額

経費区分	支出科目	内容
(1) オンライン環境整備に係る費用	雑役務費	・Zoom等、オンライン日本語教室に必要なWEBツールのライセンス料 等
(2) 研修開催などボランティアのスキルアップに資する費用	諸謝金	・外部講師招へいに係る謝礼金
	旅費・交通費	・外部講師招へいに係る旅費・交通費
	消耗品費	・チラシ用紙、事務用品購入など
	通信運搬費	・資料の送付費用（切手、郵送料）
	借料及び損料	・研修開催に必要な会議室の借料
	雑役務費	・チラシ、資料等印刷費
(3) 教材（図書・辞書・DVD等）購入に係る費用	消耗品費	・教材購入費（図書、辞書、DVD等） ※個人が所有することとなるものを除く

※記載の補助対象経費の合計額の2分の1を予算の範囲内で補助します。

※1年度につき、8万円を限度とします。

### 4 補助対象期間

年度内の申請日から令和5年12月31日

## 5 補助申請の流れ

- ① 補助金の申請受付（8月16日～9月29日【必着】）
- ② 補助金の交付決定（10月頃）
- ③ 実績報告（翌年1月頃）
- ④ 補助金額の確定・交付（翌年2月頃）

申請数によっては、締切日以降も募集を継続する場合があります。募集状況については、国際政策課へお尋ねください。

補助申請の詳細は、「申請の手引き」をご参照ください。福岡市役所のホームページからダウンロードできます。【福岡市HP> 市政全般 > 外国人支援 > 日本語を学ぶ】

お問い合わせ・申し込み先  
総務企画局 国際政策課  
TEL：711-4022 FAX：733-5597  
E-mail：nihongo@city.fukuoka.lg.jp